病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

- 1. 目的 編
- 2. 対応力 編
- 3. 連携等編

令和5年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康增進等事業分)

かかりつけ医等の認知症対応力向上研修カリキュラムに関する調査研究 委員会 編

医師に「認知症です。」

と言われて、頭が真っ白になりました。

自分はこれからどうなってしまうのか、心配で心配で、 眠れない夜が続きました。

誰にも相談できずに、一人でうつうつ悩んでました。

人に会いたくない、家から出たくなくて、家にこもってました。

自分でもまずいなとわかってるけど、

家族に言われるとムカっときて、毎日、口喧嘩ばかり。

こんなんじゃダメになるって、ある日思いきって役所に相談にいってみたら、担当の人が本当に親身に話しをきいてくれた。 視界がぱあっと開けた。

もっと早く相談にいけばよかったな。 あんなに苦しい思いをせずに済んだのに。

『本人にとってのよりよい暮らしガイド』より



病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修研修全体の目的・意義

- 認知症の人の視点で、認知症ケアに求められていることを理解する
- 認知症を理解し、入院中の対応の基本を 習得する
- 院内・院外の多職種連携の意義を理解する

目的編

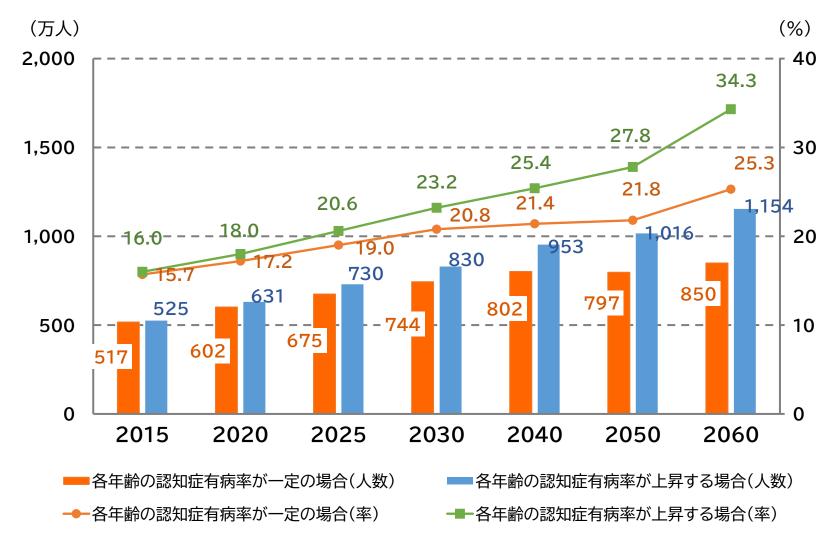
ねらい: 認知症の人の視点で、認知症ケアに 求められていることを理解する

到達目標:

- 研修の目的を理解する
- 認知症の人の視点で、対応への課題を理解する
- 認知症の人を取り巻く施策等について理解する

認知症高齢者数の推移

〔目的1〕

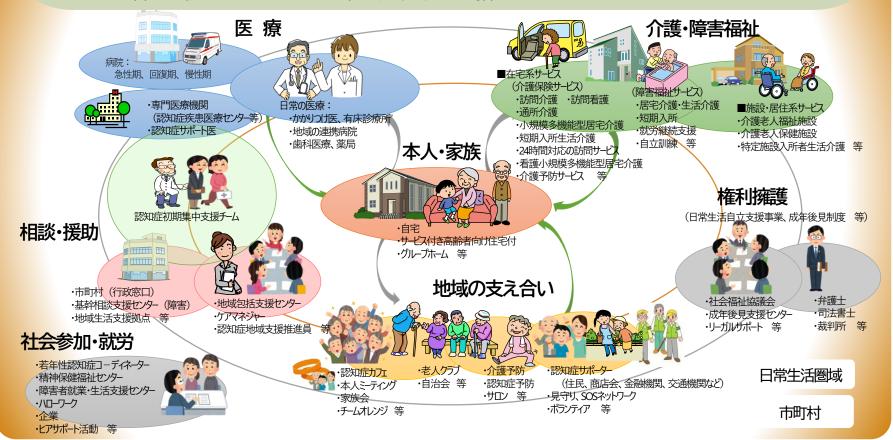


平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」

認知症施策の推進について

[目的2]

- 高齢化の進展に伴い、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症の人は約700万人 (65歳以上高齢者の約5人に1人)となる見込み
- 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく 生きていくことができるような環境整備が必要
- 2025年に向け、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分 らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す



認知症施策推進大綱の概要

[目的3]

具体的な施策の5つの柱

令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定

基本的考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ▶▶早期発見・早期対応、医療体制の整備
 - ▶▶医療従事者等の認知症対応力向上の促進
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人 への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

認知症の人や家族の視点の重視

認知症とともに生きる希望宣言

[目的4]

一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ

- 1 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
- 2 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員 として、楽しみながらチャレンジしていきます。
- 3 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、 元気に暮らしていきます。
- 4 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、 身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
- 5 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすい わがまちを一緒につくっていきます。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要 ①

〔目的5〕

1.目的

令和5年法律第65号 令和5年6月14日成立、 同月16日公布 令和6年1月1日施行

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

➡ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある 社会(=共生社会)の実現を推進

~共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく~

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①~⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての**認知症の人**が、**基本的人権を享有する個人**として、**自らの意思**によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に 寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定(認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。) 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定(認知症の人及び家族等の意見を聴く。) (努力義務)

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要 2

〔目的6〕

5.基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

- ② 【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
- ③ 【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人(65歳未満で認知症となった者)その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
- ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

- ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
 - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
- ⑥【相談体制の整備及び孤立への対策】
 - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
- ⑦【研究等の推進等】
- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等 の調査研究、成果の活用 等
- ⑧ 【認知症の予防等】
 - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

- ※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。
- ※ 施行期日等: 令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

本研修が必要とされる背景

〔目的7〕

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が必要である。
- 認知症医療・介護等に携わる者が有機的に連携し、認知症の人のそのときの容態にもっともふさわしい場所で適切なサービスが切れ目なく提供されることが重要である。

認知症施策推進大綱より抜粋

身体疾患の治療を行う一般病院における課題

- 通院時や入院中に認知症の症状に気づかれていない。
- 認知症の症状を理由に身体疾患に対する適切な医療や 本人視点でのケアが提供されていない。
- 院内や地域との連携・情報共有が適切に行われていない。

一般病院に入院する認知症の人に起こっていること

〔目的8〕

- 身体疾患の悪化による緊急の入院となることが多く、 気が付くと見知らぬ環境で、厳格に監視されている 入院時の初期対応や、環境不適応状態への介入の課題
- 認知症の治療やケアは身体疾患の治療後にと考えられ、 言動が制限され、症状へも未対応のまま治療が行われる 「認知症の治療やケアは元気になってから」の誤解
- 身体疾患は改善しても身体機能が低下し、入院前の療養場所に退院するためには様々な困難に直面する 院内外の資源の活用や多職種の協働・連携が不十分

認知症の人の医療への要望

〔目的9〕

たとえ認知症の専門家ではなくても、命の専門家として素人の家族に向き合っていただいて、 『私は専門家ではないからよくわからないけれども、 一緒に認知症に向かっていきましょう』と おっしゃっていただけたら、それだけで家族はすごく 勇気づけられるし、力を得ることになると思います。

> 2008年「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」議事録より引用 認知症の人と家族の会 髙見国生代表理事(当時)

本人の視点を重視したアプローチ

〔目的10〕

- ① その人らしく存在していられることを支援
- ② "わからない人"とせず、自己決定を尊重
- ③ 治療方針や診療費用等の相談は必要に応じて家族も交える
- ④ 心身に加え社会的な状態など全体的に捉えた治療方針
- ⑤ 家族やケアスタッフの心身状態にも配慮
- ⑥ 生活歴を知り、生活の継続性を保つ治療方針とする
- ⑦ 最期の時までの継続性を視野においた治療計画

認知症の人 の視点を施策 の中心へ

- 〇 本人にとってのよりよい暮らしガイド
- 〇 認知症とともに生きる希望宣言
- 〇 本人の視点を重視した施策の展開

認知症の予防の考え方

[目的11]

- 一次予防(認知症の発症遅延や発症リスク低減)
 - 〇 運動不足の改善 〇 生活習慣病の予防 〇社会的孤立の解消
 - 〇 役割の保持 〇 介護予防事業や健康増進事業の活用
- 二次予防(早期発見・早期対応)
 - かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による健康相談
 - 本人や介護者、医療従事者による気づきからの適切な診断と治療の導入
 - 認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターなどによる介入

三次予防(認知症の進行の予防と進行遅延)

- 適切な治療やリハビリテーションの継続による進行予防
- 〇 生活機能の維持

- 行動・心理症状の予防と緩和
- 〇 身体合併症への適切な対応 〇 本人視点のケアと不安の除去
- 安心・安全な生活の確保

一般病院の医療従事者に期待される役割

〔目的12〕

- 認知症に関する正しい理解と適切な対応
- 本人の視点を重視したアプローチと人生や生活 の継続性を目標とした対応
- 生活機能の維持や行動・心理症状の軽減や緩和
- 専門性を活かしたチーム医療の実践
- 適時・適切な情報共有と院内連携の構築
- 院外の社会資源の把握と多職種連携の実践